

# 第3回定例会会議録

令和5年 9月14日（木）

開 議 午前10時00分

○議長（五味高明君） おはようございます。これより本会議を再開します。

本日、暑くなることが予想されますので、随時、上着を脱ぐことを許可します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側も全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

- ―――日程第 1 議案第65号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に  
関する条例の一部を改正する条例案について―――
- ―――日程第 2 議案第66号 御代田町体育施設設置及び管理に  
関する条例の一部を改正する条例案について―――
- ―――日程第 3 議案第67号 御代田町B&G海洋センター設置及び管理に  
関する条例の一部を改正する条例案について―――
- ―――日程第 4 議案第70号 令和4年度御代田町一般会計歳入歳出決算の  
認定について―――
- ―――日程第 5 議案第71号 令和4年度御代田財産区特別会計歳入歳出決算の  
認定について―――
- ―――日程第 6 議案第72号 令和4年度小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の  
認定について―――
- ―――日程第 7 議案第73号 令和4年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計  
歳入歳出決算の認定について―――
- ―――日程第 8 議案第74号 令和4年度御代田町介護保険事業勘定特別会計  
歳入歳出決算の認定について―――
- ―――日程第 9 議案第75号 令和4年度御代田町後期高齢者医療特別会計  
歳入歳出決算の認定について―――
- ―――日程第10 議案第81号 令和5年度御代田町一般会計補正予算案（第3号）

について――

- ――日程第11 議案第82号 令和5年度御代田財産区特別会計  
補正予算案（第1号）について――
- ――日程第12 議案第83号 令和5年度小沼地区財産管理特別会計  
補正予算案（第1号）について――
- ――日程第13 議案第84号 令和5年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計  
補正予算案（第2号）について――
- ――日程第14 議案第85号 令和5年度御代田町介護保険事業勘定特別会計  
補正予算案（第1号）について――
- ――日程第15 議案第86号 令和5年度御代田町後期高齢者医療特別会計  
補正予算案（第1号）について――

○議長（五味高明君） これより9月4日の本会議において、各常任委員会に付託となり  
審議、審査願いました議案について、日程に従い各常任委員長から報告願います。

初めに、総務福祉文教常任委員会に付託した日程第1 議案第65号 特別職の  
職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につ  
いてから、日程第15 議案第86号 令和5年度御代田町後期高齢者医療特別会  
計補正予算案（第1号）についてまでを一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、一括議題とします。

本案について、総務福祉文教常任委員長の審査報告を求めます。

池田るみ総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 池田るみ君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（池田るみ君） 4ページをお開きください。

令和5年9月14日

御代田町議会議長 五味高明様

総務福祉文教常任委員長 池田るみ

委員会審査報告書

議案第65号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例案について

- 議案第 6 6 号 御代田町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 6 7 号 御代田町 B & G 海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 7 0 号 令和 4 年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定について  
(総務福祉文教常任委員会付託分)
- 議案第 7 1 号 令和 4 年度御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 2 号 令和 4 年度小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 3 号 令和 4 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 4 号 令和 4 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 5 号 令和 4 年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 8 1 号 令和 5 年度御代田町一般会計補正予算案 (第 3 号) について  
(総務福祉文教常任委員会付託分)
- 議案第 8 2 号 令和 5 年度御代田財産区特別会計補正予算案 (第 1 号) について
- 議案第 8 3 号 令和 5 年度小沼地区財産管理特別会計補正予算案 (第 1 号) について
- 議案第 8 4 号 令和 5 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案 (第 2 号) について
- 議案第 8 5 号 令和 5 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案 (第 1 号) について
- 議案第 8 6 号 令和 5 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案 (第 1 号) について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

○議長 (五味高明君) 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありましたが、議案第 7 0 号及び議

案第 8 1 号については、町民建設経済常任委員会にも付託してありますので、町民建設経済常任委員会の中で報告事項がありましたら、委員長から報告を願います。

○町民建設経済常任委員長（内堀喜代志君） なし。

○議長（五味高明君） 報告事項ないものと認めます。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

議案第 6 5 号から議案第 8 6 号については、討論を省略し、直ちに一括して採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。

よって、議案第 6 5 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第 6 6 号 御代田町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第 6 7 号 御代田町 B & G 海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第 7 0 号 令和 4 年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第 7 1 号 令和 4 年度御代田町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 7 2 号 令和 4 年度小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 7 3 号 令和 4 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 7 4 号 令和 4 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 7 5 号 令和 4 年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 8 1 号 令和 5 年度御代田町一般会計補正予

算案（第3号）について、議案第82号 令和5年度御代田財産区特別会計補正予算案（第1号）について、議案第83号 令和5年度小沼地区財産管理特別会計補正予算案（第1号）について、議案第84号 令和5年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第2号）について、議案第85号 令和5年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第1号）について、議案第86号 令和5年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第16 議案第68号 御代田町児童館条例の一部を改正する  
条例案について―――

―――日程第17 議案第69号 御代田町営住宅管理条例の一部を改正する  
条例案について―――

―――日程第18 議案第76号 令和4年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計  
歳入歳出決算の認定について―――

―――日程第19 議案第77号 令和4年度御代田町公共下水道事業特別会計  
歳入歳出決算の認定について―――

―――日程第20 議案第78号 令和4年度御代田町農業集落排水事業特別会計  
歳入歳出決算の認定について―――

―――日程第21 議案第79号 令和4年度御代田町個別排水処理施設整備事業  
特別会計歳入歳出決算の認定について―――

―――日程第22 議案第80号 令和4年度御代田小沼水道事業会計利益の  
処分及び歳入歳出決算の認定について―――

―――日程第23 議案第87号 令和5年度御代田町公共下水道事業特別会計  
補正予算案（第2号）について―――

―――日程第24 議案第88号 令和5年度御代田小沼水道事業会計  
補正予算案（第2号）について―――

○議長（五味高明君） 続いて、町民建設経済常任委員会に付託した日程第16 議案第68号 御代田町児童館条例の一部を改正する条例案についてから、日程第24 議案第88号 令和5年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第2号）についてまでを一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、一括議題とします。

本案について、町民建設経済常任委員長の審査報告を求めます。

内堀喜代志町民建設経済常任委員長。

(町民建設経済常任委員長 内堀喜代志君 登壇)

○町民建設経済常任委員長(内堀喜代志君) 6ページをお願いします。

令和5年9月14日

御代田町議会議長 五味高明様

町民建設経済常任委員長 内堀喜代志

委員会審査報告書

議案第68号 御代田町児童館条例の一部を改正する条例案について

議案第69号 御代田町営住宅管理条例の一部を改正する条例案について

議案第76号 令和4年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第77号 令和4年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第78号 令和4年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第79号 令和4年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第80号 令和4年度御代田小沼水道事業会計利益の処分及び歳入歳出決算の認定について

議案第87号 令和5年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案(第2号)について

議案第88号 令和5年度御代田小沼水道事業会計補正予算案(第2号)について

本委員会は、上記の議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長(五味高明君) 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

議案第68号から議案第88号については、討論を省略し、直ちに一括して採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。

よって、議案第68号 御代田町児童館条例の一部を改正する条例案について、議案第69号 御代田町営住宅管理条例の一部を改正する条例案について、議案第76号 令和4年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第77号 令和4年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第78号 令和4年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第79号 令和4年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第80号 令和4年度御代田小沼水道事業会計利益の処分及び歳入歳出決算の認定について、議案第87号 令和5年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案(第2号)について、議案第88号 令和5年度御代田小沼水道事業会計補正予算案(第2号)については、委員長の報告のとおり決しました。

―――日程第25 議案第89号 令和5年度町単エコールみよた

空調設備更新工事請負契約について―――

○議長(五味高明君) 日程第25 議案第89号 令和5年度町単エコールみよた空調

設備更新工事請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

(企画財政課長 内堀岳夫君 登壇)

○企画財政課長(内堀岳夫君) 追加の議案書をお開きください。

議案第89号 令和5年度 町単 エコールみよた空調設備更新工事請負契約について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、指名競争入札に付した令和5年度 町単 エコールみよた空調設備更新工事請負契約について、下記により請負契約を締結するため地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

1. 契約の目的 令和5年度 町単 エコールみよた空調設備更新工事請負契約
2. 契約の方法 指名競争入札による方法
3. 契約の金額 8,050万9,000円
4. 契約の相手方 長野県上田市中央東12番17号

株式会社マツハシ冷熱上田支店 支店長 相澤洋二

令和5年9月14日 提出

御代田町長 小園拓志

次の2ページにつきましては、仮契約書になります。

本契約につきましては、8月31日に合計6社による指名競争入札を執行し、その結果、上田市の株式会社マツハシ冷熱上田支店と9月4日付で仮契約書を締結しています。

工期につきましては、議会議決日の翌日から令和6年3月29日までです。

なお、落札予定額に対する落札率は96.85%となっております。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長(五味高明君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)



質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第89号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。

よって、議案第89号 令和5年度 町単 エコールみよた空調設備更新工事請負契約については、原案のとおり決しました。

―――日程第26 発委第5号 御代田町議会議員の請負の状況の

公表に関する条例案について―――

○議長(五味高明君) 日程第26 発委第5号 御代田町議会議員の請負の状況の公表に関する条例案についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

小井土哲雄議会運営委員長。

(議会運営委員長 小井土哲雄君 登壇)

○議会運営委員長(小井土哲雄君) 発委第5号 御代田町議会議員の請負の状況の公表に関する条例案の趣旨説明を行います。

この条例案は、町に対し請負をする者である議員が各会計年度に支払いを受けた金銭の総額や請負の概要など一定の事項を議長に報告し、公表することで、議員の請負状況の透明性を確保することを目的とするものです。

この議案については、議会運営委員会が審議により、委員会の発議といたします。

どうぞよろしくご審議お願いします。

○議長(五味高明君) 以上で、趣旨説明を終わります。

これより発委に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

発委第5号については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。

よって、発委第5号 御代田町議会議員の請負の状況の公表に関する条例案については、原案のとおり決しました。

―――日程第27 閉会中の継続調査の件について―――

○議長(五味高明君) 日程第27 閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

総務福祉文教常任委員長、町民建設経済常任委員長、議会運営委員長、広報広聴常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

この際、暫時休憩します。

(午前10時22分)

(休憩)

(午前10時24分)

(荻原副議長に交代)

○副議長(荻原謙一君) 休憩前に引き続き本会議を再開します。

ただいま五味高明議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

辞職の件についてを日程に追加し、追加日程第1として議題することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決しました。

――追加日程第1 議長辞職の件について――

○副議長(荻原謙一君) 追加日程第1 議長辞職の件についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、五味高明議員の退席を求めます。

(五味高明君 退席)

事務局長に辞職願を朗読させます。

柳澤議会事務局長。

(議会事務局長 柳澤俊義君 登壇)

○議会事務局長(柳澤俊義君) それでは、朗読いたします。

辞職願

私こと、このたび一身上の都合により、御代田町議会議長を辞職いたしたくお願い申し上げます。

令和5年9月14日

五味高明

御代田町議会副議長 荻原謙一様

以上です。

○副議長(荻原謙一君) ただいま朗読したとおりであります。

お諮りします。

五味高明議員の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、五味高明議員の議長の辞職を許可することに決しました。

暫時休憩します。

(午前 10 時 26 分)

(休 憩)

(午前 10 時 27 分)

(五味高明君 入場)

○副議長（荻原謙一君） 本会議を再開します。

五味高明議員より発言を求められておりますので、これを許可します。

五味高明議員。

○14番（五味高明君） 議長退任に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

令和3年9月の臨時会におきまして、議員各位のご推挙により、議員改選前に引き続き、議長の要職に就任しましてから2年間、皆様のご支援、ご協力をいただき、大過なくその職責を果たし得ましたことに対し、衷心より厚く御礼を申し上げます。

今、静かに振り返ってみますと、議長に就任してからのいろいろなことがありましたが、4年間のうち3年はかつて経験のしたことのないコロナ禍に悩まされたこと、また、4年間やったことにより、近隣市町に先駆け、タブレット端末の導入検討から、施行、導入、本格運用まで一貫してでき、原則ペーパーレス化が実現できたこと、また、改選後は新人議員が半数代わることとなるなど、意見も多様化する中、議長としていかに公正中立な議会運営を心がけるかに腐心してきたことなどが頭に浮かんできます。

非才な私にご協力いただき、おかげさまで曲がりなりにもその任を全うし得ましたことに対し、重ねて御礼を申し上げます。

議長を退任しましても、一議員として、町政の発展と住民福祉を願う心は皆様と同じことですので、変わらぬご指導をお願いいたしまして、議長退任のご挨拶といたします。

大変ありがとうございました。

(拍手)

○副議長（荻原謙一君） 五味議員におかれましては、2年間、議長という重責の中、大変お疲れさまでした。

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行いたいと思います。

――追加日程第2 議長の選挙――

○副議長(荻原謙一君) 追加日程第2、これより議長の選挙を行います。

(動議 池田るみ議員)

池田るみ議員。

(11番 池田るみ君 登壇)

○11番(池田るみ君) 動議を提出いたします。

議長選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による、指名推選を望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○副議長(荻原謙一君) ただいま池田るみ議員から議長の選挙については、指名推選による動議が提出されました。この動議は2人以上の賛成者がありますので成立しました。

指名推選による動議を直ちに議題として採決します。

お諮りします。

動議のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議長の選挙の方法は、指名推選によることの動議は可決されました。

(動議 池田るみ議員)

池田るみ議員。

(11番 池田るみ君 登壇)

○11番(池田るみ君) 動議を提出いたします。

指名の方法については、茂木重幸議員が指名することを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○副議長(荻原謙一君) ただいま池田るみ議員からの指名の方法については、茂木重幸議員が指名することの動議が提出されました。この動議は2人以上の賛成がありますので成立しました。

お諮りします。

動議のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議長の指名方法は、茂木重幸議員が指名することに決しました。

茂木重幸議員。

(10番 茂木重幸君 登壇)

○10番(茂木重幸君) 議席番号10番、茂木重幸です。指名いたします。

議長に、副議長であります荻原謙一議員を適任者として指名いたします。

○副議長(荻原謙一君) お諮りします。

ただいま茂木重幸議員が指名した荻原謙一を議長の当選人とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、不肖、私、荻原謙一が議長に当選しました。

――議長就任 あいさつ――

○議長(荻原謙一君) 議長就任に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま本会議におきまして、皆様方にご推挙を賜り、議長の要職に就任させていただくことになりました。

今、まさに誠に身の引き締まる思いであり、その職責の責任の重さをひしひしと痛感している次第であります。

私は、議員経験はもとより、浅学非才、その器ではございませんが、これまで培ってきた経験を生かし、皆様方の協力をいただきながら、公正公平な円滑なる議会運営に努めてまいり所存でございます。

また、当町は長野県全体の人口が減少している中、人口が増えている活力のある

町であります。住みよい町として、子育て支援や教育環境の充実をベースに、さらに町を活性化するため、様々な課題の解決に努めてまいります。

今後も皆様方の格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げまして、議長就任の挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

ただいま副議長が議長に就任したことに伴い、副議長が欠員となりました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに選挙を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として選挙を行います。

――追加日程第3 副議長の選挙――

○議長（荻原謙一君） 追加日程第3、これより副議長の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

副議長に、内堀喜代志議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名をしました内堀喜代志議員を副議長の当選人と定めることにご異議  
ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をしました内堀喜代志議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました内堀喜代志議員が議場におりますので、本席か  
ら、会議規則第33条第2項の規定により、当選された旨、告知いたします。

当選されました内堀喜代志議員、就任挨拶をお願いします。

――副議長就任 あいさつ――

○副議長(内堀喜代志君) 副議長就任に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

このたび議員の皆様のご推挙により、副議長に選ばれましたことは、身に余る光  
榮に存じますと同時に責任の重さを痛感しております。

議員としてさらに努力をし、これまで諸先輩議員の皆様が積み上げてきた、開か  
れた議会、身近な議会を目指し、その職責を果たしていきたいと考えています。

町政発展のために、微力ではありますが、全力で議長を補佐し、公平公正な立場  
で任を全うしたいと考えております。

議員、町民の皆様には、何とぞご支援、ご協力をお願い申し上げまして、就任の  
挨拶とさせていただきます。

――日程第28 常任委員会の委員の選任――

○議長(荻原謙一君) 日程第28 常任委員会の委員の選任を行います。

各常任委員の選任については、委員会条例第6条第2項の規定により、議長にお  
いて指名をします。

事務局長に朗読させます。

柳澤議会事務局長。

(議会事務局長 柳澤俊義君 登壇)

○議会事務局長(柳澤俊義君) それでは、朗読いたします。

総務福祉文教常任委員会

山本今朝和 議員



尾関 充紗 議員  
赤田 憲子 議員  
中山 温夫 議員  
山浦 久人 議員  
池田 るみ 議員  
荻原 謙一 議員

町民建設経済常任委員会

内堀 綾子 議員  
森泉 謙夫 議員  
黒岩 旭 議員  
茂木 重幸 議員  
五味 高明 議員  
小井土哲雄 議員  
内堀喜代志 議員

広報広聴常任委員会

尾関 充紗 議員  
内堀 綾子 議員  
森泉 謙夫 議員  
黒岩 旭 議員  
赤田 憲子 議員  
中山 温夫 議員  
池田 るみ 議員  
内堀喜代志 議員

以上です。

○議長（荻原謙一君） お諮りします。

ただいま朗読した議員を各常任委員会の委員に指名したいと思いを。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をしました議員を各常任委員会の委員に選任することに決

しました。

―――日程第29 議会運営委員会の委員の選任―――

○議長（荻原謙一君） 日程第29 議会運営委員会の委員の選任を行います。

議会運営委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第2項の規定により、議長において指名します。

事務局に朗読させます。

柳澤議会事務局長。

（議会事務局長 柳澤俊義君 登壇）

○議会事務局長（柳澤俊義君） それでは、朗読いたします。

議会運営委員会

赤田 憲子 議員

茂木 重幸 議員

池田 るみ 議員

五味 高明 議員

以上です。

○議長（荻原謙一君） お諮りします。

ただいま朗読した議員を議会運営委員会の委員に指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をしました議員を議会運営委員会の委員に選任することに決しました。

この際、暫時休憩します。

議員は議員控室にお集まりください。

（午前10時44分）

（休 憩）

（午前10時51分）

○議長（荻原謙一君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

それでは、順次、各委員会の構成について報告願います。

山浦久人議員。

( 8 番 山浦久人君 登壇 )

○ 8 番 (山浦久人君) 総務福祉文教常任委員会から報告します。

委員長 中山 温夫 議員

副委員長 赤田 憲子 議員

を選出しました。

以上です。

○ 議長 (荻原謙一君) 森泉謙夫議員。

( 4 番 森泉謙夫君 登壇 )

○ 4 番 (森泉謙夫君) 町民建設経済常任委員会よりご報告いたします。

委員長 黒岩 旭 議員

副委員長 茂木 重幸 議員

を選出しました。

以上です。

○ 議長 (荻原謙一君) 黒岩 旭議員。

( 5 番 黒岩 旭君 登壇 )

○ 5 番 (黒岩 旭君) 広報広聴常任委員会から報告します。

委員長 尾関 充紗 議員

副委員長 森泉 謙夫 議員

を選出しました。

以上です。

○ 議長 (荻原謙一君) 赤田憲子議員。

( 6 番 赤田憲子君 登壇 )

○ 6 番 (赤田憲子君) 議会運営委員会より報告いたします。

委員長 池田 るみ 議員

副委員長 五味 高明 議員

を選出しました。

以上です。

○ 議長 (荻原謙一君) 以上で、各常任委員会からの報告を終わります。

――日程第30 議会において選挙すべき一部事務組合の議員の選挙――

○議長（荻原謙一君） 日程第30 議会において選挙すべき一部事務組合の議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

事務局長に朗読させます。

柳澤議会事務局長。

（議会事務局長 柳澤俊義君 登壇）

○議会事務局長（柳澤俊義君） それでは、朗読いたします。

佐久広域連合議員

荻原 謙一 議員

内堀喜代志 議員

浅麓環境施設組合議員

内堀喜代志 議員

黒岩 旭 議員

森泉山財産組合議員

茂木 重幸 議員

山浦 久人 議員

佐久水道企業団議員

小井土哲雄 議員

五味 高明 議員

浅麓水道企業団議員

内堀喜代志 議員

黒岩 旭 議員

尾関 充紗 議員

北佐久郡老人福祉施設組合議員

中山 温夫 議員

赤田 憲子 議員

佐久市・北佐久郡環境施設組合議員

小井土哲雄 議員

茂木 重幸 議員

以上です。

○議長（荻原謙一君） お諮りします。

ただいま朗読した議員を一部事務組合の議員の当選人に決定したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した議員が一部事務組合の議員に当選されました。

ただいま当選されました議員が議場におりますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

資料を追加しますので、暫時休憩します。そのまま自席でお待ちください。

（午前10時57分）

（休 憩）

（午前10時58分）

○議長（荻原謙一君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

―――日程第31 各種委員会、協議会、審議会等の委員の選任―――

○議長（荻原謙一君） 日程第31 各種委員会、協議会、審議会等の委員の選任を行います。

各種委員会等の委員の選任については、お手元に配付しました名簿のとおり指名

したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、各種委員会等の委員の選任については、お手元に配付した名簿のとおり決しました。

お諮りします。

この際、議席の一部変更についてを日程に追加し、追加日程第4とし、議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議席の一部変更についてを日程に追加し、追加日程第4として議題することに決しました。

――追加日程第4 議席の一部変更について――

○議長（荻原謙一君） 追加日程第4、議席の一部変更についてを議題とします。

変更する議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。

柳澤議会事務局長。

(議会事務局長 柳澤俊義君 登壇)

○議会事務局長（柳澤俊義君） それでは、朗読いたします。

申合せによって、議長の議席は14番、副議長の議席は13番となっておりますので、

茂木重幸議員の議席を9番に、

池田るみ議員の議席を10番に、

五味高明議員の議席を11番に、

内堀喜代志議員の議席を13番に、

荻原謙一議員の議席を14番に、

それぞれ変更いたします。

以上です。

○議長（荻原謙一君） お諮りします。

ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、朗読したとおり議席の一部を変更することに決しました。

それでは、ただいま決定した議席に移動を願います。

この際、暫時休憩します。

(午前 11 時 01 分)

(休 憩)

(午前 11 時 03 分)

○議長(荻原謙一君) 休憩前に引き続き本会議を再開します。

ただいま変更になりました議席番号につきましては、次の本会議までに書き直す  
ということをご了承願います。

お諮りします。

ただいま町長から議案1件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第  
5とし、議題することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第90号を追加日程第5とし、議題とすることに決しました。

――追加日程第5 議案第90号 監査委員の選任について――

○議長(荻原謙一君) 追加日程第5 議案第90号 監査委員の選任についてを議題と  
します。

地方自治法第117条の規定により、五味高明議員の退席を求めます。

(五味高明君 退席)

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

(総務課長 荻原春樹君 登壇)

○総務課長(荻原春樹君) 追加議案書4ページをご覧ください。

議案第90号 監査委員の選任について

下記の者を監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定によ

り、議会の同意を求める。

記

氏名 五味高明

住所、生年月日は記載のとおりです。

令和5年9月14日 提出

御代田町長 小園拓志

本案については、去る9月4日付で議会選出の小井土哲雄監査委員より、本日9月14日をもって辞職する旨、辞職願が提出されたことから、地方自治法第196条第1項に基づき、新たに五味高明氏の選任同意をお願いするものです。

任期につきましては、同法第197条に、議員のうち選任される者にあつては、議員の任期とすると規定されていることから、明日、令和5年9月15日から令和7年9月20日までとなります。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第90号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。

よって、議案第90号 監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

暫時休憩します。

（午前11時07分）

（休 憩）

（午前11時08分）

○議長（荻原謙一君） 本会議を再開します。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これにて閉会したいと思います。



これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

――町長あいさつ――

○議長（荻原謙一君） 閉会に先立ち、町長より挨拶を求めます。

小園町長。

(町長 小園拓志君 登壇)

○町長（小園拓志君） 閉会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたびは全ての議案について、原案どおりお認めいただき、誠にありがとうございました。

今議会では、幾つかの重要案件をお決めいただいたところであります。

消防団員の出動手当は、これまでの1日1,000円から、このたび1日最大8,000円となる改正となりました。

災害発生時とか、今年に入ってからも行方不明者の捜索ということもありましたけれども、そういったときに、出動のために本業、お仕事を休んでいただく団員も多く、せめてその代わりとなる手当の増額は必須でありました。

現在、テレビドラマで消防団が主役となるものが放送されているところでありますけれども、今回の条例改正もてことしながら、団員の増加に向け、各分団と一緒に頑張って取り組んでいければと思います。

また、今回は決算議会でありましたが、昨年度予算の決算では歳入と歳出の差引額が7億円近くとなり、今回お認めいただいた一般会計補正予算において、給食の無償化、地域、福祉、小学校建設、社会資本整備の各基金に多額を積み増すこととなりました。

今後も健全な財政運営に努めながら、将来の心配もできるだけ小さくできるようにしてまいります。

また、一般質問においても、政策本位のご議論をいただきましたこと、心より感謝を申し上げます。

私ども、誠心誠意、町民のために仕事に邁進しておりますけれども、時々判断が常に100%ベストとは限らないところはございます。また、判断してから仕事

を終えるまで各段階ございますが、そういったところでも、足らざる部分もあると思います。そういった際に、議会でしっかりご議論いただき、よりよい方向へと、時に修正を加えながら進んでいくと、これが大事だと思っております。

今後とも、町と議会がともに町民のために議論を重ねていけることを願っております。

先ほどは、町議の皆さんの任期が2年を経過しての議会構成がありました。

今お聞きのとおり、荻原謙一議長をはじめとする新体制となったわけであります。

まずはこの2年間といいますか、この4年間、議長として大変ご苦勞いただきました、五味高明議員に心からの感謝を申し上げたいと思います。

私、就任して4年半たちますけれども、そのうち4年間は五味議長との運営ということでございました。本当に長い期間を、この大切な4年間をご一緒いただきましたこと、本当に感謝申し上げます。特に、議長を4年間ということで考えますと、議長を始められて1か月後には、今、東日本台風という名前がついていますが、当時で言うところの令和元年台風19号がありまして、その対策についていろいろとご議論をいただく議会でしたけれども、そういったところから、最初から波乱のスタートだったのかなと思います。その半年後にはコロナ禍、それこそ4年続けられる一つのきっかけにもなったと思うんですが、そのコロナ禍においていろいろとスピーディーに取り組まなければいけないことがたくさんありました。そういったところで、町の姿勢、町のやっていることに議長としてご理解をいただきながら、スピード感を持って進められましたこと、これは取りも直さず、経営者としての組織の運営を過去に担ってこられた五味高明議長ならではのお仕事であったと認識してございます。

これからも一議員に戻られ、これからは議選の監査委員としてお務めいただけるわけですが、これからも大所高所からのご意見、また、町と一緒に取組んでいただけることを願っております。本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。

今、町と一緒にという話もありましたが、町と議会の間には健全な緊張感は当然必要であると感じております。

一方で、議員の皆様と一緒にこの新体制の中で、町民のために同じ方向を向き、手を携えていくこともときに重要と考えております。

新体制となりましても、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

まだ日中は暑い日が続いております。議員の皆さんはじめ、町民の皆さんにはくれぐれもご自愛いただければと思います。

誠にありがとうございました。

――閉　　会――

○議長（荻原謙一君）　これにて、令和５年第３回御代田町議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

閉　会　午前１１時１５分